

奈良市公報

号外第 2 号

平成 18年 1月 23日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
奈良市手数料条例の一部を改正する条例	3
奈良市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	4
奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例	4
奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例	5
規 則	
給料等の支給に関する規則及び奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則	5
奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	5
奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則	6
公 営 企 業	
奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	6

条 例

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 12月 1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第 138号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を

別表（第 5 条関係）

改正する条例

次に掲げる条例の規定中「100分の 170」を「100分の 175」に改める。

- 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 29号）第 6 条
- 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭和 41年奈良市条例第 29号）第 5 条
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 45年奈良市条例第 8 号）第 5 条
- 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成 4 年奈良市条例第 2 号）第 6 条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成 17年 12月 1日揭示済）

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 12月 1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第 139号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年奈良市条例第 21号）の一部を次のように改正する。

第 25条第 2 項第 1 号中「100分の 70」を「100分の 75」に改め、同項第 2 号中「100分の 35」を「6 月に支給する場合においては 100分の 35、12月に支給する場合においては 100分の 40」に改める。

第 2 条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 13条第 1 項中「13,500円」を「13,000円」に改める。別表を次のように改める。

給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級	11級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1			183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200

	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
再任用職員以外の職員	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900					
	24			301,100	354,100	375,300	415,300					
	25			303,000	356,500	377,800						
	26			304,800	358,700	380,400						
	27			306,700	361,000							
28			308,700	363,200								
29			310,600									
30			312,500									
31			314,400									
32			316,200									
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

第3条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の75」を「100分の72.5」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び附則第5項の規定 公布の日

(2) 第3条の規定 平成18年4月1日

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の変更等)

2 平成18年1月1日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第2条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成 17年 12月 1日 掲 示 済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 12月 13日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 140号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成 12年奈良市条例第 4号)の一部を次のように改正する。

別表第 115項の次に次のように加える。

115の2	興行場営業許可証書換え交付手数料	興行場法第 2 条第 1 項の規定に基づく興行場の営業の許可に関する証明書の書換え交付	1 件につき 500円
115の3	興行場営業許可証再交付手数料	興行場法第 2 条第 1 項の規定に基づく興行場の営業の許可に関する証明書の再交付	1 件につき 500円

別表第 116項中「22,000円」を「24,200円」に改め、同項の次に次のように加える。

116の2	旅館業営業許可証書換え交付手数料	旅館業法第 3 条第 1 項の規定に基づく旅館業の許可に関する証明書の書換え交付	1 件につき 500円
116の3	旅館業営業許可証再交付手数料	旅館業法第 3 条第 1 項の規定に基づく旅館業の許可に関する証明書の再交付	1 件につき 500円

別表第 118項中「22,000円」を「24,200円」に改め、同項の次に次のように加える。

118の2	公衆浴場営業許可証書換え交付手数料	公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定に基づく浴場業の許可に関する証明書の書換え交付	1 件につき 500円
118の3	公衆浴場	公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定に基づく浴場業の許可に関する証明書の再交付	1 件につき 500円

3	営業許可証再交付手数料	1 項の規定に基づく浴場業の許可に関する証明書の再交付	500円
---	-------------	-----------------------------	------

別表第 126項中「16,000円」を「17,600円」に改め、同項の次に次のように加える。

126の2	理容所又は美容所の検査確認済証書換え交付手数料	理容師法第 11条の 2 の規定に基づく理容所の検査又は美容師法第 12条の規定に基づく美容所の検査の確認済証の書換え交付	1 件につき 500円
126の3	理容所又は美容所の検査確認済証再交付手数料	理容師法第 11条の 2 の規定に基づく理容所の検査又は美容師法第 12条の規定に基づく美容所の検査の確認済証の再交付	1 件につき 500円

別表第 127項中「16,000円」を「17,600円」に改め、同項の次に次のように加える。

127の2	クリーニング所検査確認済証書換え交付手数料	クリーニング業法第 5 条の 2 の規定に基づくクリーニング所の検査の確認済証の書換え交付	1 件につき 500円
127の3	クリーニング所検査確認済証再交付手数料	クリーニング業法第 5 条の 2 の規定に基づくクリーニング所の検査の確認済証の再交付	1 件につき 500円

別表第 129項中「10,000円」を「11,000円」に改め、同表第 131項中「第 12条第 1 項」を「第 13条第 1 項」に改め、同項の次に次のように加える。

131の2	温泉利用許可証書換え交付手数料	温泉法第 13条第 1 項の規定に基づく温泉の利用の許可に関する証明書の書換え交付	1 件につき 500円
131の3	温泉利用許可証再交付手数料	温泉法第 13条第 1 項の規定に基づく温泉の利用の許可に関する証明書の再交付	1 件につき 500円

別表第 132項中「21,000円」を「23,100円」に、「15,000円」を「16,500円」に改め、同項の次に次のように加える。

132の 2	飲食店営業等許可証書換え交付手数料	食品衛生法第 52 条第 1 項の規定に基づく飲食店営業等の許可に関する証明書の書換え交付	1 件につき 500 円
132の 3	飲食店営業等許可証再交付手数料	食品衛生法第 52 条第 1 項の規定に基づく飲食店営業等の許可に関する証明書の再交付	1 件につき 500 円

別表第 133 項中「19,000 円」を「20,900 円」に改め、同項の次に次のように加える。

133の 2	食鳥処理事業許可証書換え交付手数料	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 3 条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可に関する証明書の書換え交付	1 件につき 500 円
133の 3	食鳥処理事業許可証再交付手数料	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 3 条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可に関する証明書の再交付	1 件につき 500 円

別表第 134 項中「10,000 円」を「11,000 円」に改め、同表第 136 項の次に次のように加える。

136の 2	確認規程認定証書換え交付手数料	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づく確認規程の認定に関する証明書の書換え交付	1 件につき 500 円
136の 3	確認規程認定証再交付手数料	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づく確認規程の認定に関する証明書の再交付	1 件につき 500 円

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- この条例による改正後の奈良市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成 17 年 12 月 13 日 掲 示 済)

奈良市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 13 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 141 号

奈良市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

奈良市老人医療費の助成に関する条例（昭和 46 年奈良市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「65 歳に達する日の属する月の初日から」を「昭和 11 年 4 月 2 日から昭和 16 年 3 月 31 日までの間に生まれた者で」に、「皆」を「屯の」に改める。附則に次の 1 項を加える。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成 22 年 7 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに受けた医療に対する医療費の助成については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 12 月 13 日 掲 示 済)

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 13 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 142 号

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和 58 年奈良市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「同法第 87 条第 1 項に規定する建築物の用途の変更」を「建築物の用途を変更してラブホテル又はぱちんこ屋等にすること」に改める。

附則第 4 項を次のように改める。

(禁止区域内の建築の特例)

4 第 4 条の規定は、当分の間、ラブホテルの改築、移転、大規模の模様替及び大規模の修繕には、これを適用しない。

附則に次の 3 項を加える。

5 第 4 条の規定は、当分の間、次に掲げるぱちんこ屋等の建築には、これを適用しない。

(1) 次のいずれにも該当するぱちんこ屋等

ア 昭和 63 年 4 月 1 日において現に建築されているぱちんこ屋等及び第 5 条の規定による同意を得て新築されたぱちんこ屋等（以下「既存店舗」という。）であること。

イ 既存店舗と同一敷地内で建築されること。

ウ 建築後の遊技場の用に供する部分の床面積の合計は、昭和 63 年 4 月 1 日（同日後に新築されたぱち

んこ屋等にあつては当該新築の日)における既存店舗の当該床面積の合計の 1. 倍を超えないこと。この場合においては、駐車及び駐輪施設の床面積は算入しない。

エ 建築後の建築物の用途は従前と同一又はばちんこ屋等であること。

(2) 土地収用法(昭和 26年法律第 219号)第 3 条に規定する事業その他規則で定める公共事業の施行に伴い、市長が建築を必要と認める既存店舗。ただし、建築物が周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであることその他市長が定める要件に該当する場合に限る。

6 前 2 項の規定の適用を受けるラブホテル等を建築する場合には、あらかじめ市長の同意を得なければならない。この場合において、市長は、奈良市ラブホテル及びばちんこ屋等建築等規制審議会の意見を聴くものとする。

7 第 5 条第 3 項、第 6 条及び第 7 条の規定は、附則第 4 項又は附則第 5 項の規定の適用を受けるラブホテル等の建築について準用する。

附 則

この条例は、平成 18年 1月 1 日から施行する。
(平成 17年 12月 13日 掲 示 済)

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 12月 13日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 143号

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業給水条例(昭和 33年奈良市条例第 14号)の一部を次のように改正する。

第 31条第 2 項中 「に 100分の 105を乗じて得た額」を削る。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 31条関係)

分 担 金 表

メーターの口径	金 額
13㍉リメートル	103,950円
20㍉リメートル	199,500円
25㍉リメートル	336,000円
40㍉リメートル	1,065,750円
50㍉リメートル	1,958,250円
75㍉リメートル	5,024,250円
100㍉リメートル	10,395,000円
150㍉リメートル	27,720,000円
200㍉リメートル以上	管理者が定める額

(消費税及び地方消費税を含む。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18年 4月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市水道事業給水条例第 31

条第 2 項及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後における給水装置の新設又は改造の工事申込みに係る水道施設分担金について適用し、同日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成 17年 12月 13日 掲 示 済)

規 則

給料等の支給に関する規則及び奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 12月 1日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 116号

給料等の支給に関する規則及び奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料等の支給に関する規則(昭和 41年奈良市規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 1 項第 1 号中 「159,600円」を 「159,100円」に改め、同条第 2 項の表中 「159,600」を 「159,100」に、「157,000」を 「156,500」に、「154,400」を 「153,900」に、「151,800」を 「151,300」に、「149,200」を 「148,700」に、「146,600」を 「146,100」に、「141,000」を 「140,500」に、「135,600」を 「135,200」に、「130,000」を 「129,600」に、「124,700」を 「124,300」に、「119,200」を 「118,900」に、「111,400」を 「111,100」に、「103,500」を 「103,200」に、「95,600」を 「95,400」に、「87,800」を 「87,600」に、「79,200」を 「79,100」に、「70,800」を 「70,700」に、「62,100」を 「62,000」に改める。

(奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部改正)

第 2 条 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成 2 年奈良市規則第 27号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中 「100分の 230」を 「100分の 235」に改める。

第 3 条 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中 「100分の 210」を 「100分の 212.5」に、「100分の 235」を 「100分の 232.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は平成 18年 1月 1 日から、第 3 条の規定は同年 4月 1 日から施行する。

(平成 17年 12月 1日 掲 示 済)

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 12月 13日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 117号

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市総合福祉センター条例施行規則（昭和 59年奈良市規則第 43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 14条中「**条例別表**」を「**条例別表第 2**」に、「**別表第 2**」を「**別表**」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17年 12月 13日 掲 示 済)

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 12月 13日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 118号

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則（昭和 58年奈良市規則第 54号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「**附則第 4 項**」を「**附則第 6 項**」に改め、
附則に次の 1 項を加える。

(規則で定める公共事業)

3 条例附則第 5 項第 2 号に規定する規則で定める公共事業は、次のとおりとする。

別表第 1（第 2 条関係）

給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級	11級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1			183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
再任用職員以	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700

- (1) 都市計画法第 4 条第 15項に規定する都市計画施設の整備に関する事業
 - (2) 土地区画整理法（昭和 29年法律第 119号）第 3 条第 3 項の規定に基づき施行される土地区画整理事業
 - (3) 都市再開発法（昭和 44年法律第 38号）第 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき施行される都市再開発事業
- 附 則

この規則は、平成 18年 1月 1日から施行する。

(平成 17年 12月 13日 掲 示 済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 14号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17年 12月 1日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和 42年奈良市水道局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「13,500円」を「13,000円」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

外の 職員	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900					
	24			301,100	354,100	375,300	415,300					
	25			303,000	356,500	377,800						
	26			304,800	358,700	380,400						
	27			306,700	361,000							
	28			308,700	363,200							
	29			310,600								
	30			312,500								
31			314,400									
32			316,200									
再任 用職 員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成 18年 1月 1日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)
- 平成 18年 1月 1日 (以下 「施行日」という。) の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の規定に従って定められたものでなければならない。
(その他)
- 前 3 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平成 17年 12月 1日掲示済)